

◆当別町障がい福祉基本計画を策定しました

障がいのある方の自立した生活や社会参加の促進等を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し策定しました。

この計画は、次の3つの計画で構成されています。

- ・障がい者基本計画〔第4次・平成30～35年度〕
～障がいのある方の施策全般にわたる基本的な事項
- ・障がい福祉計画〔第5期・平成30～32年度〕
- ・障がい児福祉計画〔第1期・平成30～32年度〕
～障がい者や障がい児に対する法定の福祉サービスなどの見込み量やその確保のための方策

◇閲覧先・問合せ

介護課障がい支援係（☎25 - 2665）

基本理念

- ①障がいのある方が地域でいきいきと生活ができるよう自立支援を支えます
- ②みんなが共に支え合い安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します
- ③地域の支援力を高めます

基本方針

- ①地域で支えます
- ②障がいがある方の自立した地域生活・家族を支えます
- ③働くことを支えます
- ④発達を支えます
- ⑤障がいがある方の権利が守られるまちづくりを目指します

個人番号

マイナンバーカードで印鑑証明書の受け取りができます

4月1日から役場窓口または太美出張所（太美郵便局内）で、**印鑑登録者本人**がマイナンバーカードを提示すると、印鑑証明書の受け取りができるようになります（今までどおりの印鑑登録証による受け取りもできます）。

- ・印鑑登録している本人が、窓口へマイナンバーカードを提示した場合に限ります。
- ・電子証明書（利用者証明用）の暗証番号（数字4桁）の入力が必要です。
- ・印鑑登録が失効されている方、暗証番号がわからない方、電子証明書をお持ちでない方等は、役場窓口へお越しください。
- ・役場窓口または太美出張所のみ取り扱いとなり、コンビニでの交付はできません。

▼問合せ 住民課戸籍年金係
（☎23 - 2463）

補助

トイレの水洗化（合併処理浄化槽設置）費用を補助します

下水道が整備されていない地域を対象に、合併処理浄化槽（5・7・10人槽）の設置に係る費用の一部を補助します。補助を希望される方は詳細を問合せください。

▼対象 トイレが汲み取り式または単独浄化槽の世帯

※既に設置工事に取りかかっている場合は対象になりません。

▼補助額 取り付ける浄化槽等により補助の上限額が異なります。

▼問合せ 環境生活課環境対策係
（☎23 - 2503）

水道

水道の届け出を忘れずに

水道の使用を停止・開始する場合は届け出が必要です。届け出は上下水道課窓口の他、電話や電子申請でも受け付けています。水道の使用停止の届け出がない場合、水道を使用していなくても水道料

金・下水道使用料をお支払いいただくこととなりますので、引っ越しの際などは忘れずにご連絡ください。

▼問合せ 上下水道課業務係
（☎22 - 2411）

無償配布

乳幼児のいる家庭へ町のごみ袋を無償配布します

町では少子化対策事業として子育て家庭を応援するため、乳幼児のいる家庭へおむつ用ごみ袋を配布しています。

▼対象 平成30年4月1日現在で2歳未満の乳幼児のいる家庭。

▼配布内容 乳幼児1人当たり1カ月につき町指定ごみ袋（20ℓ袋）を10枚。

▼配布日程・場所

5月7日（月）～11日（金）
ゆとろ、太美出張所

※対象家庭には4月下旬に詳細をご案内します。

▼問合せ 保健福祉課福祉係
（ゆとろ内・☎23 - 3019）

募 集

人材育成基金活用推進事業 申請を受け付けます

町では活力と魅力に満ちたまちづくりを推進する人材を育成するため、自らが考えて行う地域づくり事業に対して、補助金を交付しています。

▼補助対象者 当別町に1年以上在住または勤務している方や、これらの方で構成する団体

▼補助対象事業 平成30年度に実施する主な事業（詳細は町HPをご覧ください）。

- ①自己形成のための教育・文化・産業等における調査研修事業
- ②スポーツや文化・経済活動による交流事業
- ③地域の活性化や文化・教養を高めるための講演会等の事業

▼申請方法 役場企画課で配布する申請書等を提出してください。

町ホームページからもダウンロードできます。

▼申請期限 4月27日（金）

▼詳細・問合せ 企画課企画振興係（☎23-3042）

変 更

当別町中小企業特別融資制度 が変わります

この融資は中小企業を対象とし、「町が指定する金融機関で融資を申し込みした場合に、借入れ時に発生する信用保証料の全額および償還に係る利子の一部を補給する制度」です。平成30年4月より、貸付利率および利子の補給率が変わります。既に融資制度を利用されている方は、従前までの取り扱いとなります。詳しくはお問合せください。

▼問合せ 商工課商工係（☎23-3129）

募 集

当別町障がい福祉基本計画 作成委員会委員を募集します

当別町障がい福祉基本計画の作成および推進にあたり広く町民の意見を反映させるため、委員を募集します。

▼応募資格 当別町内に住所を有する20歳以上の方

▼募集人員 1名（公募枠）

▼任期 平成30年5月1日～平成32年3月31日

▼応募方法等 「当別町の障がい福祉」に関する感想・意見等を400字程度にまとめ、住所・氏名・生年月日・性別・電話番号を記入の上、郵送・メール・持参のいずれかで提出してください。

▼応募期限 4月18日（水）

▼提出先 介護課障がい支援係（ゆとり内・☎25-2665/hukshi4@town.tobetsu.hokkaido.jp）

広 告

◎ 予備自衛官補募集			
<small>普段は社会人や学生でも、いざという時は自衛官として社会に貢献できる方を募集しています。</small>			
採用区分	一般公募	技能公募	【試験日】
応募資格	18歳以上34歳未満の者	18歳以上で保有する技能に応じて53～55歳未満の者	4月14日（土）～18日（水）のうち、指定するいずれか1日
教育訓練	50日/3年以内	10日/2年以内	
処遇	教育訓練招集手当 日額7,900円		
受付期限	4月6日（金） 必着		
◎ 幹部候補生募集			
<small>※一般曹候補生募集！</small>			
採用区分	一般・技術	歯科・薬剤	
応募資格	20歳以上26歳未満の者（22歳未満の者は大卒見込み含む） ・修士課程修了者（見込み含む）は28歳未満の者	歯科・薬剤専門の大卒（見込み含む）20歳以上30歳未満の者（薬剤は20歳以上28歳未満の者）	応募資格…18歳以上27歳未満の者 受付期間…3月1日（木）～5月1日（火） ※詳細はお気軽に お問い合わせください。
受付期限	5月1日（火） 必着		
▼詳細	自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所 ☎011-383-8955 役場環境生活課町民生活係 ☎23-3209		

● 防犯協会ニュース

◇ 自転車利用の季節到来！

雪解けが進み、自転車を利用する機会が増えます。自転車の盗難を防止するためには、防犯登録とツーロックを!! 大切な自転車を盗難被害から守りましょう。

◎ 平成30年刑法犯発生状況（2月末現在）

侵入窃盗	部品狙い	車上狙い	タイヤ盗	自転車盗	不審者
2件	0件	0件	0件	0件	0件

当別町防犯協会事務局（☎23-2711）

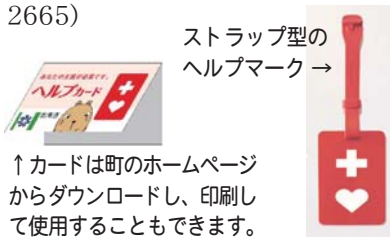
配布

ヘルプマークとカードの
配布方法が変わりました

外見からは分かりにくい障がいのある方などが、周囲の方に配慮が必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」を配布しています。配布方法が変わり、本人以外の方へのお渡しや郵送での配布が可能となりましたので、必要な方は問合せください。

▼**配布対象** 義足や人工関節を使用している、内部障がい・難病がある、妊娠初期の方など。

▼**配布場所・問合せ** 介護課障がい支援係（ゆとろ内・☎25 - 2665）



平成30年 春の火災予防運動を実施します
当別消防署

当別消防署では4月20日から30日までの11日間、「春の火災予防運動」を実施します。これから火災が発生しやすい時季になりますが、この運動は町民の方に防火の意識を高めていただくことで火災の発生・拡大を防止し、火災から大事な「生命・身体・財産」を守ることを目的としています。

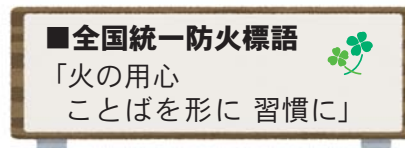
当別消防署では期間中、次の行事などを行います。

▼**運動期間中の主な行事・活動**

- ・**防火教室** 4/25（水）、4/26（木）
新・小学1年生に防火について学んでいただきます。
- ・**火災予防街頭広報** 4/28（土）
北欧の風 道の駅とうべつにて住宅用火災警報器の設置向上を呼びかけます。
- ・その他にも、懸垂幕やのぼりの掲揚や、消防団員などが一人暮らしの高齢者宅や一般家庭を訪問し、住宅用火災警報器の設置を呼びかけるなどします。

▼**詳細** 当別消防署予防課予防係（☎23 - 2537）

※その他詳細は、当別消防署ホームページへ掲載しています。



広 告

縦覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます

固定資産税の納税者は、自分の所有する土地・家屋の評価額が適正かどうかを判断できるように、町内で課税している土地と家屋の評価額を記載した「土地・家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧できます。手数料は無料です。

▼期間・時間 4月2日～7月2日（土・日曜日、祝休日を除く）、8時45分～17時15分

▼場所 税務課資産税係

▼縦覧できる方 納税者本人、納税者と同一世帯の親族・納税管理人、代理人（委任状が必要）

▼縦覧ができない場合

・免税点未満（少額のため課税免除された資産）、非課税資産のみを所有する方（納税者でない方）。

- ・土地だけを所有する方の家屋の縦覧（逆の場合も同様）。
- ・将来購入予定の土地や特定の個人が新築した家屋の縦覧。

▼縦覧の際に必要なもの

印鑑、本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）

▼問合せ 税務課資産税係
☎ 23 - 2333

公売

インターネット公売を実施します

▼申込期間 4月10日（火）13時～4月26日（木）23時

▼せり売り（動産等）・入札（不動産） 5月8日（火）13時開始

▼詳細 Yahoo! 官公庁オークション特設ページ (<https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>)

▼問合せ 税務課納税係 ☎ 23 - 2341

夜間

町税と町営住宅使用料等の夜間窓口を開設しています

■今月の夜間窓口（共通）

4月12日（木）・26日（木）
19時30分まで

▼場所・問合せ 町税窓口：税務課納税係 ☎ 23 - 2341

町営住宅関係窓口：建設課管理住宅係 ☎ 23 - 3197

義援金

熊本地震災害義援金の受付期間を延長します

日本赤十字社では、「平成28年熊本地震災害義援金」の受付期間を延長してお受けします。

▼受付期限 平成31年3月29日

▼受付場所・詳細 日本赤十字社当別町分区（ゆとろ内 / 保健福祉課福祉係・☎ 23 - 3019）

広 告

広 告

マナー

犬・猫などのペットの飼育

ペットを飼育する方は、マナーを守りましょう。

- ・散歩の際は引き綱等を付けて絶対放さない、フンは必ず持ち帰る。
- ・敷地内の専用トイレなど決まった場所で排便（尿）させる等、排泄のしつけをする。
- ・ペットの鳴き声や臭い等に注意し、近隣に迷惑を掛けない。
- ・犬の放し飼いはしない。
- ・猫は屋内で飼育する。
- ・ペットは決して捨てない。
- ・飼い主のいない猫や犬の餌付けはしない。
- ・生まれる子どもの飼育ができないのであれば、事前に不妊・去勢手術を受けさせる。

▼問合せ 環境生活課環境対策係
(☎ 23 - 2503)

寄附・寄贈

自転車を寄贈いただきました



(株)NTTデータ北海道代表取締役社長遠本秀久様から町の観光事業推進のためにと電動アシスト自転車7台とサイクリングヘルメット7個の寄贈がありました。寄贈いただいた自転車等は、住民や観光客のレンタル用として、町観光協会と連携し、当別観光情報プラザFIKAに設置予定です。

☆当別町ふるさと納税へ

■2月1日～2月28日納入分計889人・1,124万円
ご寄附いただきました。

※ご寄附いただいた方の氏名等は町ホームページに掲載しています。

☆当別町社会福祉協議会へ

- ▼匿名の方より 20万円
- ▼安榮 修さんより 5万円
- ▼当別町カラオケ連合会
会長 尾崎 守さんより 3万円
- ▼佐々木千代子さんより 3万円
- ▼匿名の方より 3万円
- ▼深田ユキエさんより
百人一首 一式



広告

広告

広告